

令和 7 年 4 月 1 日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

育児休業手当金の支給期間の延長に係る見直しについて（通知）

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 8 8 号）により、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 3 7 年自治省令第 2 0 号）が改正され、雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）に基づく育児休業給付金の取扱と同様、育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件及び手続について、下記のとおり整理されたところです。

各所属所におかれましては、制度の実施、及び所属する組合員への周知等につきまして、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 見直しの概要

育児休業手当金の支給期間の延長を申請するにあたり、従来は、保育所等の利用を申し込んだものの当面入所できないことについて、市区町村が発行する入所保留通知書などにより確認していました。令和 7 年 4 月からは、これまでの確認に加え、保育所等の利用申込みが、「速やかな職場復帰のために行われたものであると認められる」ことを確認させていただきます。

また、当該確認にあたり、令和 7 年 4 月からは、育児休業手当金請求書のほかに、以下の書類を提出していただきます。

- **育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（以下「申告書」といいます。）**
提出時期：1 歳到達時・1 歳 6 か月到達時の延長給付の申請時
- **市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し（以下「利用申込書」といいます。）**
提出時期：1 歳到達時の延長給付の申請時、申込内容変更時
- **市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知（以下「入所保留通知書等」といいます。）**
提出時期：毎申請時（従来どおり、1 か月ごとに提出してください。）

（注）

- ・利用申込書は、全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申込みを行ったときに入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください

い。

- ・利用申込書の内容について、市区町村に確認する場合があります。
- ・提出された利用申込書の内容が実際の申込内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還を求める場合があります。

育児休業手当金の支給期間延長に係る要件

「速やかな職場復帰のために行われたものであると認められる」場合とは、次の（１）～（３）のいずれの要件も満たす場合となります。

- （１）市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が１歳に達する日（パパ・ママ育休プラス制度を活用する場合には１歳２ヶ月に達する日。以下同じ。）までに保育利用の申込みを行っていること。

- ・申告書に記載された利用（入所）申込をした日及び利用申込書に記載された提出日が、子が１歳に達する日以前の日となっている必要があります。

- （２）（１）の申込の内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次の①～③のいずれも満たしていること。

- ① 利用（入所）開始希望日が育児休業の申出に係る子が１歳に達する日の翌日以前の日としていること。

- ・申告書及び利用申込書並びに入所保留通知書等に記載された利用（入所）開始希望日が、子が１歳に達する日の翌日以前の日であることによって確認します。なお、子が１歳に達する日の翌日より相当前の日を利用（入所）開始希望日として保育利用の申込を行い、入所保留通知書等の交付を受けている場合は、当該子が１歳に達する日の翌日において、保育が実施されていない状態が継続していることを確認するため、子が１歳に達する日の翌日の属する月の入所保留通知書等を添付してください。

＊子が１歳に達する日の翌日の属する月に市区町村が保育利用の募集を行っていない場合、当該市区町村が保育利用の募集を行っていないことが確認できる書類（市区町村が作成している資料やホームページ）、利用申込書及び入所保留通知書等を添付してください。

- ② 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

- ・申告書において入所保留を積極的に希望する意思表示をしていないこと、及び利用申込書において入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の内容が選択又は記載されていないことを確認してください。

＊「入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示」とは、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが入所申込時に明示的に意思表示されている場合が該当します。

③ 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由（*）なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

- ・ 申告書に記載された「利用（入所）申込を行った保育所等の中で、自宅又は勤務先から最も近隣の施設名と通所時間（片道）」が30分未満となっていることを確認してください。
- ・ 通所時間は、通所する場合に利用する予定だった交通手段による自宅からの片道の所要時間によることとします。送迎サービス等を利用する場合は、送迎場所までの片道の所要時間とします。
- ・ 片道30分以上要する「合理的な理由」とは、以下のa～fのいずれかに場合をいいます。
 - a 組合員又はその配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合、又は勤務先（配偶者の勤務先を含む。）からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合
 - b 自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
 - c 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
 - d 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
 - e 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合
 - f 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

* 申告書に上記dからfの理由に該当する旨の記載がされている場合は、これに該当することが確認できる書類を添付してください。

（添付書類の具体例）

- ・ 医師の診断書や障害者手帳の写し等（上記dの場合）
- ・ 兄弟姉妹の在籍証明書等（上記eの場合）
- ・ 当該保育所等が行政指導等を受けた事実に関する市区町村の公表資料、保育所等の公表資料等（上記fの場合）

（3）育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。ただし、当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合を除くこと。

- ・ 申告書又は入所保留通知書等の備考欄などで保育所等の内定を辞退していないことを確認してください。辞退している場合は、申告書の理由欄によって「やむを得ない」理由に該当することを確認してください。

* 「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退したときまでの間に、住所や勤務場所等の変更その他これらに準ずる事情の変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当するものとし

ます。

2 施行日

令和7年4月1日

3 その他

申告書の様式については、公立学校共済組合埼玉支部ホームページ「諸届様式」からダウンロードしてご利用ください。

公立学校共済組合 埼玉支部 短期給付担当
TEL : 048-830-6696
〒330-0063
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21
職員会館5階福利課内